

第1号議案 役員の委嘱及び選任の件(報告)

1 顧問の委嘱(報告)

鹿児島県立短期大学事務局長の交代に伴い新事務局長を顧問に委嘱したものである。

委嘱区分	新任者	前任者	委嘱年月日
鹿児島県立短期大学事務局長	木下利春	川畑洋一	平成29年4月1日付け

規約第9条第1項第5号

顧問は、会長が委嘱し、総会に報告する。

なお、母校の事務局長の職にある者は顧問として委嘱する。

2 代議員の選任(報告)

鹿児島市役所支部の支部長交代に伴い、新支部長を代議員に選任したものである。

委嘱区分	新任者	前任者	選任年月日
鹿児島市役所支部長	戸床美智子	下村洋子	平成29年4月1日付け

① 規約第9条第1項第3号

代議員は、会員の中から役員会の承認を得て会長が選任する。

なお、支部長は代議員に選任するものとする。

第一部及び第二部学生自治会の会長交代に伴い、各新会長を代議員に選任したものである。

選任区分	新任者	前任者	選任年月日
学生自治会第一部会長	城ヶ崎健蔵	黒田怜佐	平成29年4月1日付け
同 第二部会長	近藤愛純	戸高至保	同

① 規約第9条第1項第3号

代議員は、会員の中から役員会の承認を得て会長が選任する。

② 会長が定めた代議員の選任基準(平成24年4月29日制定)

準会員(在学生)を代表する代議員として一部及び二部の学生自治会長を選任する。